

1. 労働者代表委員主張及び関係労働者意見の要旨

労働者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はあるとして、その理由として主に次の各点を主張した。

1. 人手不足

1点目は、各種商品小売業を含む小売業全体においては、従事する労働者は多く、雇用の担い手としての役割が大きい中、コロナ禍以前から人手不足が大きな課題となっている。百貨店では、店舗のデジタル化が進み、従来どおり接客にコストをかけることを強みとしている限り、販売スタッフを減らすことはできないことから働き手の確保が大きな課題となっている。

また、コロナ禍における地域のライフラインとしての総合スーパーにおいても、店舗のシステム化の導入が進む一方で、これまでと同じように従業員は業務に対応せざるを得ない状況であり、従業員の役割や責任が高まっている中で、人手不足が懸念されている。

今後も雇用の受け皿として、また地域の発展と市民の利便性を充足させるという社会的貢献を果たすためには、小売業で働く労働者の勤労意欲は地域にとって必要不可欠であり、県最賃以上の賃金引き上げを行うことで、既存労働者の雇用の確保、また優秀な人材確保ができ、人材不足の解消につながると主張した。

2. 小売業の賃金水準の低さ

2点目は産業としての課題である。厚生労働省の賃金構造基本統計調査を見ても分かるとおり、小売業の賃金水準は他業種に比べて低位にある。

また、2021年6月の新潟県の産業別常用雇用者数として、小売業は上位をしめている。この産業を支えているのは、パートタイマー・アルバイト、契約社員、派遣労働者などの多様な働き方の労働者であり、特にパート比率は他の産業と比べ、非常に高いことが分かる。その労働者の中には、単身で子供を養っている者も多く、安定した生活ができない労働者も多い状況あり、そのような労働者が安定した生活を維持向上し、将来に希望をもって働くためにも、最低賃金の改正による底上げは必要である。

昨年同様、今年においても新型コロナウイルス感染症の影響より各種商品小売業内では、百貨店を中心に多大な影響を受けており、労使とも非常に厳しい状況下におかれていることは十分承知しているが、そのような状況下においても特定最賃の引き上げは企業の採用賃金に影響を及ぼすことから慎重にしなければならないという認識もある。

しかしながら、2021年度8月版の「パート・アルバイト募集時平均時給」を見ても、現状の各種商品小売業特定最低賃金842円よりも108円も上回っている状況であり、企業としては、新たな人材を確保するためには必要最低限の

金額であることは理解しており、強いていうのであれば、この金額を出すことが可能であるなら、企業として産業の位置づけを高めるためにも、賃金改正に理解していただきたいと主張した。

最後に、各種商品小売業に携わる労働者は、エッセンシャルワーカーとして、地域の住民の生活を支える役割を果たしている。その中で、各種商品小売業特定最低賃金は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等、その他小売業全体に対しても、多大な影響力を持っており、各種商品小売業の金額改正審議をすることにより、県内で働く多くの労働者の生活不安打開のメッセージとしたいとした。

以上のことから金額改正審議の必要性を検討していただきたいと主張した。

3. 関係労働者の意見陳述の要旨は以下のとおりである。

■ 氏は、各種商品小売業を支えるのはお客様最前線で働くパートタイム労働者であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の引上げは各企業内最低賃金であるパートタイム労働者の採用賃金に大きく影響を及ぼし、また、各種商品小売業だけでなく小売業に働くパートタイム労働者の生活向上を導く重要な役割を担うものであるなどとした。ただし、その引上げの審議が各企業の販売管理費の上昇に繋がることから、慎重な審議が必要であると主張した。

■ 氏は、小売業界の最低賃金の影響を受ける労働者は主に時間給契約者であることを指摘したうえで、月給制社員とほぼ同等の業務に従事する時間給契約者が存在することを鑑みれば、その賃金水準について月給正社員との間で均衡均等を保つ必要があり、また、百貨店業界の強みである「接客」による「顧客満足度向上」の高い付加価値やフェイストゥフェイスでの顧客ニーズの引き出しを提供する観点から地域別最低賃金より1円でも高い金額で存続させる必要があると主張した。

■ 氏は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、小売業が地域のライフラインとしての役割を果たしていること、また、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を強く受ける非正規労働者の割合が各種商品小売業においては大きいこと、業務の多能工化が進む中、様々なサービス向上の取組やキャッシュレス決済等、時代の変化に対応するためにも優秀な人材確保・獲得が急務であること。特に、他の特定最低賃金と比較して低額である新潟県各種商品小売業最低賃金は大きな課題であり、小売業は地域のライフラインや災害時のインフラとして重要な役割を担う産業であることから、最低賃金の引上げは継続する必要があると主張した。

■ 氏は、各種商品小売業に従事する労働者は、コロナ禍で感染リスクがある中、ライフラインの要とも言え、こうした労働者の生活の安定、向上をさせ

るべく、最賃向上は必要不可欠であるなどと主張した。

██████氏は、コロナ禍の中、通常業務以外の業務が増加した。レジ袋の有料化、消毒用務である。最前線で働く仲間は、不特定多数の方と接触するため、感染リスクが高い中で、日々働いている。これらのコミュニティ社員は、お客さまから「会社の代表」と見られるため、正社員並みの業務に見合った待遇が必要であると主張した。

2. 使用者代表委員主張の要旨

使用者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正申し出が提出されたが、これが「公正競争ケース」による申出であるとして、主に次の各点を主張した。

1. 「公正競争ケース」に基づく産業別最低賃金の議論について

「H4.5.15 中央最低賃金審議会公正競争ケース検討小委員会報告」「H10.12.10 中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」等により、「公正競争ケース」に基づく産業別最低賃金（以下、産別最賃）制度の論点は賃金の不当な切下げにより公正競争が妨げられているかという点であり、小委員会も含め当審議会においては、これにより議論が進められるものと考えること。

2. 令和3年6月24日付各種商品小売業最低賃金の改正を求める申出書について

（1）申出理由について

三点挙げられた申出理由のうち、一点目の「当該産業における事業の公正競争を確保する観点」については制度の趣旨、目的に合致していること。

二点目の「県内の賃金秩序や雇用・消費など地域経済における位置付け」については、「公正競争の確保」とどのような関連性があるのか、現段階では分かりかねること。

三点目は、現行の最低賃金842円との記載であり、事実であること。

（2）疎明資料について

上記申出書に添付された資料は、「卸売業、小売業」のもので「各種商品小売業」のものでは無く、公正な競争を妨げる不当な賃金の切下げが行われていることは読み取れず、「合意した労働者の所属する企業間の賃金等の比較」においても企業間で通常存在している差異以外のものは読み取れないこと。

これ以外に、前述のH10年審議会で示されている項目の記載や資料の添付もされていないなどといったこと。

3. 審議にあたっての基本的な考え方

労働者側から、県内の各種商品小売業において、賃金の不当な切下げにより公正競争が確保されていないことが示されていないため、客観的、合理的に疎明する資料の提示と説明をお願いしたいこと。

公正競争が妨げられていることが無いとなれば、各種商品小売業においても新しい地域

別最低賃金 859 円が適用されることにより一定の競争が確保され、他産業と同じ最低賃金が保証されることになり、産別最賃の改定の必要は無いものと考えること。

4. 第 2 回検討小委員会労側説明に対する所感

(1) 基本的な考え方

第 2 回検討小委員会（以下、前回という）では、労働者委員から各種商品小売業の人出不足と賃金水準の現状について述べられたが、これらの問題は各種商品小売業特有のものとは言えないこと。

前回の労働者側委員の説明に基づき各種商品小売業の産別最賃の改正（引上げ）を行った場合、各種商品小売業同様、或いはそれ以上に人出不足や賃金水準が低い状況にあると思われるが産別最賃の申出に至らない業種があることも考えれば、地域別最低賃金の意義が失われかねないと考えること。

こうしたことから、産別最賃については「労働協約ケース」又は「公正競争ケース」に基づく申出のみが認められているのであり、当審議会ならびに小委員会でも、制度の趣旨に則った議論を行うべきであると考えること。

いずれの業種にあっても、人材の確保や働く方の賃金や待遇、その他の課題への対応などは、使用者側としても重要であると考え、幅広い観点から労使で議論を重ねていくことが必要であるが、そのような議論は個別、或いは業種や地域など、それぞれの問題に応じた相応しい場で行われるべきであると考えること。

(2) 各種商品小売業の人出不足と賃金水準の現状について

①求人状況

県内産業の求人の状況は、前回労側の説明資料「各種商品小売業最低賃金改正の必要性について」（以下、労側資料という）では、人出不足に関するデータは示されていないが、新潟労働局職業安定課の 8 月分の「定例雇用情報」の職種別の有効求人倍率や「労働市場月報」の業種別的新規求人に対する充足率を見ると県内では全般的に人出不足の状況にあり、人材確保の問題は各種商品小売業に特有の問題と見ることは出来ない。

②賃金水準

労側資料によると、卸小売業の時給、賞与その他は 6 業種中の上から 3 番目に位置しており、パート・アルバイト募集時平均時給は、5 職種中、販売・サービス系は上から 3 番目で、その平均時給 950 円は 5 職種の平均 945 円を上回っていること。

これらの賃金水準は、勤続年数などの要素も有り単純に比較することは出来ないが、提

示された資料等を見る限り少なくとも卸小売業或いは販売・サービス系の賃金水準だけが特に低いとは見られないこと。

③他業種、地域別最低賃金との関係

これまで見てきたように、卸小売、販売職の賃金より低位にあるのは、宿泊飲食、生活関連、その他サービス業やフード系、製造物流清掃といった職種であること。

こうした業種の方々の多くもエッセンシャルワーカーと言われ、またコロナ禍が長期化する中で売上が減少するなど厳しい状況に置かれていること。

先般決定された当県の地域別最賃は、こうした方々のことも配慮された結果のものであり、その改正によりすべての業種、職種で最低賃金が引き上げられるものであること。

県の7月の毎月勤労統計調査によれば、宿泊飲食サービス業の常用労働者は約6万人、生活関連・娯楽サービス業では約2万8千人であり、令和2年度の県の労働組合基礎調査報告書によれば、労働組合の組合員は、宿泊飲食サービス業は24人、生活関連サービス業は3人で、その業界で産別最賃の設定等の申出を行う事は事実上不可能であると思われること。

以上から、各種商品小売業と同様かそれ以上に人出不足や賃金水準が低いにも関わらず産別最賃の無い業種があるなか、仮に制度の趣旨から外れた理由により各種商品小売業の産別最賃の改正（引上げ）を行うとなれば、それらの業種との均衡の観点からも疑問を禁じえず、また前述の地域別最低賃金の意義を失わせるものともなると考えること。

④改正の必要性（公正な競争が妨げられているか）について

7月27日審議会の事務局資料によれば、各種商品小売業の基幹的労働者は5,012人、6月24日付申出書では申出者が代表する基幹的労働者は5,012人ということであれば、産別最賃の適用対象となる未組織労働者は居ないということであり、組織労働者と未組織労働者の格差は存在しない、つまり未組織労働者に対する不当な賃金の切り下げは無いことになること。

同日の審議会資料である6月24日付申出書の添付資料では、当該業種の労働者の所属企業別の平均賃金を労働時間で割って時給換算した場合、最高で2,219円、最低で1,550円と1.4倍の開きがあるが、平均勤続年数も29.9年と9.4年で3.2倍の開きがあること。

前述資料の最低の企業の1,550円でも当該産業の産別最賃842円を上回っており、かつ2021年には0.98%～3.13%、2,598円～9,610円の賃上げがされていること。

労側資料には記載が無いが、インターネットの求人情報サイトにより最近の各社のペー

ト・アルバイトの求人の最低時給額を見ると、1社のみ880円となっているが、あとは
いずれも859円乃至860円となっていること。

以上から、各種商品小売業の中では、事業所毎の賃金に通常存在する違いはあるが不合理
な格差があるとは見られず、公正な競争を妨げる不当な賃金の切下げが行われていること
は無く、従って産別最賃の改正（引上げ）の必要性は無いと考えること。